

短期入所生活介護施設長寿の郷 重要事項説明書

1. 施設サービスの相談

担当者：入退所や生活全般・介護に関する相談は生活相談員又は、担当介護職員が対応します。

健康や病気に関する相談は看護職員が対応し、主治医・嘱託医の指示を受けます。

受付時間：午前9時～午後5時まで受け付けます。

2. 施設サービスの概要

名 称：短期入所生活介護 長寿の郷 電話番号（0776）67-8905

所在地：〒910-0224

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷2-5

指定番号：指定短期入所生活介護事業所【福井県1871700728号】

施 設：サービスに関わる主な共用施設・設備は次のとおりです。

定 員 11名

設備の種類	室 数	設備の種類	室 数	設備の種類	室 数
個 室	11 室	ト イ レ	3 室	キッチン	1 ヶ所
共同生活室	1 室	一般浴（個浴）	1 室	非常階段	2 ヶ所
介護職員室	1 室	一般浴（浴室）	1 室		
医務室	1 室	特殊浴槽	1 室		
相談室	1 室	エレベーター	1 基		

職員体制：サービスに従事する職種・職員数は次のとおりです。

職 種	職 員 数	備 考
施設長	1 名	長寿園（本体施設）を兼務
嘱託医（内科・外科）	1 名	
生活相談員	1 名	介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	1 名	生活相談員を兼務
介護職員	22 名	
看護職員	2 名	
機能訓練指導員	1 名	
管理栄養士	1 名	長寿園（本体施設）を兼務
事務員	1 名	
その他の職員	3 名	

但し、地域密着型介護老人福祉施設を兼務する

勤務体制：利用者と介護及び看護職員の比率は、2：1の配置となっています。

夜間時は介護職員が施設全体で2名の配置となっています。尚、看護職員は夜間勤務いたしません。

勤務時間：早出者Ⅰの時間 7：00～16：00

早出者Ⅱの時間 8：00～17：00

日勤者の時間 9：00～18：00

遅出者の時間 12：00～21：00

夜勤者の時間 17：00～9：00

協力病院：東外科（66-2228） 藤田神経内科病院（67-1120）となります。

3. 提供できるサービス内容

施設サービス計画の立案・作成・実行以外は【契約書別紙】に記載したとおりです。

4. サービスの負担金及び利用料金

【契約書別紙】に記入した額で、その算出方法は次のとおりです。

支払い方法：月毎の料金の合計額を翌月20日に自動振替とします。

減免措置：生活困窮者等に自己負担額の減額や免除の措置が講じられています。担当の介護支援専門員にご相談ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

利用期間決定後、契約を締結します。利用予約は2ヶ月前からとなっています。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①契約者・身元引受人等の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。また予約は無効となります。

- ・ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 契約者が死亡した場合

③契約者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、施設からの催告にもかかわらず7日以内に支払わない場合、または、当該施設や施設の従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、サービス利用契約を終了することがあります。

6. 入所時や入所中に守っていただきたい事項

準 備 品：入所前に確認の上、日常生活に必要な次のものを準備していただきます。

- (1) 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など
- (2) 衣類・肌着類は施設用の整理ダンスや収納棚に収められる分
- (3) 内履き
- (4) 洗面用具一式
- (5) 夏季のタオルケット、冬季の電気毛布

私 物：(1) 私物で、不要不急な物は持ち込まないようお願いします。

- (2) 私物の衣類やタオル類は、施設内でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫いつけるか、油性の黒マジックで氏名を書くようお願いします。

面 会：(1) 面会時間は、緊急以外は午前9時より午後8時までとなっています。

- (2) 面会の方は、備え付けの【面会カード】に所定事項を記入してから面会をお願いします。
- (3) 面会時の食物や飲み物の持ち込みは、身体の状態の変化等が考えられますので、担当の職員に相談してください。

遵守事項：(1) 施設の定めた生活日課、医学的管理上必要な指示に従ってください。

- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
- (3) 衛生、風紀管理上支障のあるものを施設内に持ち込まないでください。
- (4) 火災、盗難の防止に努めてください。
- (5) 多額な現金、有価証券、貴金属類は原則持ち込まないでください。
- (6) 建物や設備を故意に破損しないでください。
- (7) 施設サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出てください。
- (8) 施設サービス内容について事実と相違することを故意に言いふらさないでください。
- (9) その他管理者が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

7. サービス提供上で必要な対応方法

事故発生時の対応

サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに介護保険者及び関係機関並びに身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

緊急時の対応

サービスを提供している際に、契約者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は【家族等への連絡一覧】によって家族に連絡するとともに、医療機関への対応を行います。

苦情の処理

サービスの内容に関する利用者及びその家族からの苦情に対して敏速かつ適切に対応するため窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な措置を講じます。介護責任者か生活相談員が対応します。

契約書別紙

短期入所生活介護施設 長寿の郷の施設サービス内容及び料金は次のとおりです。

- ① 居室は、個室を基本とします。
- ② 入浴は、週に2回を基本とし、介護状態に応じて一般浴、機械浴、シャワー浴、清拭とします。
- ③ 排泄は自立支援によるトイレ誘導が簡易便器を基本に、介護状態に応じて紙オムツまたは紙パンツを使用します。定時もしくは必要に応じて随時交換とします。なお、特殊な紙おむつや商品名指定の場合は自己負担とします。
- ④ 食事は、朝食を午前7時30分～9時30分、昼食を12時～14時、夕食を17時30分～19時30分の時間帯で提供します。共同生活室を基本に、介護状態に応じて介助をします。なお、外食や特別な食事（出前）は自己負担とします。アルコール類の持込は原則禁止とします。
- ⑤ 入浴、排泄、食事の基本介護以外に、移動、着替え、体位変換などの日常生活上必要な介護を介護状態に応じて行います。その上で短期入所施設サービス計画に沿った目標や達成時期を重点に介護及び介助を行います。
- ⑥ 移動時の歩行器や車椅子は、施設用を基本とします。但し特殊な体系で施設用が間に合わない場合等は個人所有とします。
- ⑦ 健康管理は、短期入所生活介護の初日に健康チェックを行います。
- ⑧ 機能訓練は、残存機能の維持や自立支援のために嘱託医または主治医の指示で機能訓練指導員が行います。
- ⑨ 生活全般は生活相談員が聞き、介護サービスを含め日常生活全般に関する悩み事、相談事及び家族との連携等を行います。
- ⑩ 心身機能の維持のため、屋内レクリエーション、屋外行事等を企画します。
- ⑪ 理美容サービスについては利用者、家族との相談のうえ実施いたします。料金は実費となっています。
- ⑫ 送迎サービスの利用時間は午前9時00～午後5時00分までとします。但し日曜日、年末年始は送迎サービスを実施しておりません。

料 金

①介護サービス費

お支払いいただく料金は、下記の単価に別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額となります

要介護度	基本料金	夜勤職員 配置加算	サービス提供体制 強化加算Ⅰ	機能訓練 体制加算	1日あたりの 利用料金
要支援1	529円		22円	12円	563円
要支援2	656円		22円	12円	690円
要介護1	704円	18円	22円	12円	756円
要介護2	772円	18円	22円	12円	824円
要介護3	847円	18円	22円	12円	899円
要介護4	918円	18円	22円	12円	970円
要介護5	987円	18円	22円	12円	1039円

②別途加算及び減算

- ・送迎加算・・・短期入所生活介護利用の送迎料は加算費（184円）です。
- ・療養食加算・・・医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、1日に3回を限度として（8円）かかります。
- ・若年性認知症利用者受入加算・・・65歳未満の認知症の御利用者は1日当たり（120円）かかります。
- ・長期利用者提供減算・・・(1)連続して31～60日利用した場合（要支援1・・・26円、要支援2・・・33円、要介護1～5・・・30円（1日あたり））となります。
- (2)連続しての利用が61日目から（要支援1・・・26円、要支援2・・・34円、要介護1・・・34円、要介護2～5・・・32円）となります。

③介護職員等処遇改善加算・・・1カ月あたりの総単位数の14.0%が介護職員処遇改善加算として別途かかります。

④食費（食材料費＋調理費用）・・・朝食375円 昼食630円 夕食595円

※但し、食費負担限度額認定者はその負担限度額とする。

⑤居住費・・・1日当たり2,500円 但し、滞在費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

⑥日用品費・・・1日あたり150円

⑦おやつ代・・・希望によるおやつ代70円

⑧特別な食事・・・実費（希望者のみ）

⑨喫茶代・・・1回あたり50円（希望者のみ）

⑩電気料金・・・契約者の希望による電化製品使用料・・・50円（1日）

⑪レンタル料金・・・契約者の希望によるテレビレンタル料金・・・50円（1日）

⑫理美容費・・・2,200円（希望者のみ）

⑬おむつ代・・・利用料金に含まれています。但し、特殊な紙おむつ、商品名指定の方等は別途となります。

⑭希望による教養娯楽費・・・実費相当額

○短期入所生活介護の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用開始前にサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

② 入所日の前日午後 5 時までには連絡があった場合	無料
②入所日の前日午後 5 時までには連絡がなかった場合	1 日の利用料の 30%

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合は、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・契約者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

○相談、要望、苦情等の窓口

短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は介護責任者が生活相談員までご連絡ください。

短期入所長寿の郷苦情相談窓口

苦情受付担当者 マネージャー 諏訪 浩隆	坂井市丸岡町八ヶ郷 2-2-5
苦情解決責任者 所長 西 光明	TEL 67-8905
	FAX 67-8906

福井県内 苦情相談窓口

坂井地区広域連合 介護保険課	坂井市坂井町上兵庫 40-15 TEL 0776-91-3309
坂井市 高齢福祉課	坂井市坂井町下新庄 1-1 TEL 0776-50-3040
あわら市 健康長寿課 高齢福祉グループ	あわら市 市姫 3-1-1 TEL 0776-73-8022
福井市 福祉部 介護保険課	福井市大手 3-10-1 TEL 0776-20-5715
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	福井市光陽 2 丁目 3-22 福井県社会福祉協議会内 TEL 0776-24-2347
福井県国民健康保険団体連合会	福井市西開発 4 丁目 202-1 福井県自治会館 4 階 TEL 0776-57-1611

○虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者（施設長 西 光明）を選定しています。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止委員会を設置しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

○第三者評価

福祉サービス第三者評価事業の活用は未実施です。

緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
続 柄	

主 治 医

病院又は診療所	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

上記の重要事項説明書並びに契約書別紙の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<契約者>

住 所 _____

氏 名 _____

<身元引受人及び連帯保証人>

住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者

福井県坂井市丸岡町八ヶ郷2-5

短期入所生活介護事業所 長寿の郷

所長 西 光明